

江戸川区認可外保育施設における保育料の助成に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、認可外保育施設における保育料の一部を助成することに関し必要な事項を定めることにより、保護者の負担の軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 乳幼児 小学校就学前の者をいう。

二 保護者 乳幼児と同一の世帯に属し、認可外保育施設に対し当該保育料を納入した者をいう。

三 認可外保育施設 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定に基づく認可を受けていない保育施設のうち、東京都知事が定める要件を満たし、かつ東京都知事が認証した保育所をいう。

(助成の対象者)

第三条 助成の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

一 江戸川区内に住所を有し、月百六十時間以上の保育が必要な乳幼児を有すること。

二 認可外保育施設に入所する当該乳幼児（以下「入所児童」という。）の保

護者であること。

三 江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例（昭和四十四年三月江戸川区条例第十一号）第一条に規定する乳児養育手当の支給を受けていないこと。

（助成額）

第四条 江戸川区長（以下「区長」という。）は、助成額を月ごとに算出し、月の初日に在籍している入所児童一人につき、保護者に対し、一万円を助成するものとする。

（助成の申請）

第五条 前条に規定する助成を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、区長が別に定める期間に申請しなければならない。

（助成の決定）

第六条 区長は、前条の規定に基づく申請があつたときは、その内容を審査のうえ助成の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第七条 区長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

世帯収入が減る中で、認可外保育施設における保育料について、区が助成することにより保護者の負担軽減を行い、もって子育て支援の充実を図る必要があるので、本案を提出いたします。